

## 滋賀県庁会見室に関する使用上の注意、禁止事項

### （会見室の場所）

○滋賀県庁本館3階（大津市京町四丁目1番1号）

### （会見室の使用時間）

○利用可能な日および時間は、土曜日および日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、夏期集中休暇期間を除く平日の10時から17時までとします。

○1会見につき原則として30分以内とします（質疑応答を含む）。

### （会見の対象）

○以下に該当する内容の会見での使用は認めません。

- （1）法令等に違反するもの、またはその恐れがあるもの
- （2）公序良俗に反するもの、またはその恐れがあるもの
- （3）人権を侵害する恐れがあるもの
- （4）青少年の健全育成の観点から適切でないもの
- （5）消費者保護の観点から適切でないもの
- （6）発表する内容が虚偽または誇大なもの
- （7）風俗営業に係るもの、またはこれに類似するもの
- （8）暴力団等の反社会的勢力に該当する者もしくは関係している者が行うもの

### （会見室の使用にかかる経費）

○会見室の使用料はかかりません。

### （遵守事項）

○会見室の使用にあたり、以下を遵守してください。

- （1）机等の配置を変更した場合は原状復帰してください。
- （2）荷物・貴重品は自己管理をお願いします。
- （3）会見でゴミが発生した場合は、各自の責任で廃棄してください。
- （4）会見室および備品等を破損もしくは汚損した場合は、破損もしくは汚損させた者の実費により弁償してください。
- （5）その他、広報課職員の指示に従ってください。

### （禁止事項）

○会見室の使用にあたり、以下の事項は行わないでください。

- （1）会見室および備品の破損、汚損
- （2）会見室内での喫煙
- （3）危険物の持ち込み
- （4）物品等の販売行為
- （5）大きな音もしくは強い臭気を生じさせるなど、周囲に迷惑が及ぶ行為

- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を助長する行為（大声を発生する、関係者の出席が多  
く密な状態になる など）
- (7) その他、広報課が禁止する行為

(免責事項)

- 会見にかかる報道内容に、広報課は関与できません。
- 会見室での物品や貴重品等の紛失については、広報課はその責めを負いません。

(その他)

- 不明な点があれば、広報課報道係へお問い合わせください。  
(Tel: 077-528-3042 E-mail: [koho@pref.shiga.lg.jp](mailto:koho@pref.shiga.lg.jp))